

障害者割引の区分

この表は、

- ・厚生省の通知（1952年4月4日）「身体障害者に対する日本国有鉄道等の旅客運賃の割引について」
 - ・厚生省の通知（1991年9月24日）「知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」
- の内容を元に記載しています。

実際の鉄道、バスの割引は、これと異なる場合があります。

1. 障害者手帳の種類

対象者	手帳の名称	備考
身体障害者	身体障害者手帳	
知的障害者	療育手帳	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳	割引対象外の場合が多い

<解説>

身体障害者と知的障害者に関しては、厚生省の通知（1952）に基づき、鉄道、バス事業者での割引が行われている。1987年に国鉄の民営化に対応した後、1991年に知的障害者についての通知が出されている。精神障害者に関しては、該当する通知はない。

ただし、国土交通省は2012年に、届け出により精神障害者割引ができるよう路線バスの標準運送約款を改正しており、精神障害者割引を行っているバス事業者もある。

2. 対象区間

対象線種	割引対象区間
鉄道線	単独乗車の場合、片道100kmを越える区間
自動車線	乗車キ口程に関係なく対象とする

<解説>

鉄道会社は、これに基づき短距離での単独乗車を認めていない場合が多い。

一方、バス事業者は、「自動車線」に準じ、距離に関わらず単独乗車を認める場合が多い。

3. 乗車券の種類

券種	第一種身体障害者手帳 第一種療育手帳	第二種身体障害者手帳 第二種療育手帳
普通乗車券	単独または介護者とともに乗車する場合	単独で乗車する場合
定期乗車券	介護者とともに乗車する場合	12歳未満の小児が介護者とともに乗車する場合（※1）
回数乗車券	介護者とともに乗車する場合	

（※1）12歳未満の小児の定期券に割引はないので注意。

（※2）介護者は、障害者当人と同一の乗車券を同時に購入し、同一区間、同一の便に乗車する場合に限る。
（ただし、介護者に通学定期券は発券できず、通勤定期券のみとする）

（※3）第一種、第二種の区分は、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記載する。

<解説>

第一種と第二種の区分は、鉄道等の割引をするための基準。ベースとしては、介護者を伴わなければ旅行ができない障害者に対し、実質的に一人分の運賃で移動できるという考え方があると思われる。

4. 割引率

券種	割引率	備考
各種乗車券	5割	
定期乗車券	5割	自動車線の定期乗車券は3割
小児定期券	割引なし	つまり通常の小児定期券と同額

<解説>

障害者割引（介護者を含む）の基本は、5割引き。ただし、自動車線の定期券は3割引きで、バス事業者はこれをベースにしている場合が多い。